

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	丸文株式会社
【英訳名】	MARUBUN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水野 象司
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
【電話番号】	03-3639-9801
【事務連絡者氏名】	総務部長 蟹澤 輝彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
【電話番号】	03-3639-9801
【事務連絡者氏名】	総務部長 蟹澤 輝彦
【縦覧に供する場所】	丸文株式会社関西支社 (大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号) 丸文株式会社中部支社 (愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目17番23号) 丸文株式会社大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目103番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- ① 期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金13円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行う。
- (2) 経営の効率化と業務執行の明確化を目的として、平成24年度に導入した執行役員制度により取締役の員数が減少したため、定款に規定する取締役の員数を20名以内から10名以内に改めるとともに、新設する監査等委員である取締役の員数を5名以内と定めるために、定款第17条(員数)に所要の変更を行う。
- (3) 監査等委員を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条に定める取締役の責任免除の規定を新設するとともに、会社法第427条に定める責任限定契約の対象を拡大するべく、定款第27条(社外取締役との責任限定契約)に所要の変更を行う。
- (4) 監査等委員会設置会社への移行にあたり、定款における機関設計の明確化を図るため、会計監査人に関する規定を新設する。
- (5) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げ等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、水野象司、岩元一明、藤野 聡および相原修二を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、本郷 尚、茂木義三郎および渡邊泰彦を選任する。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 稲村明彦ならびに退任監査役 丸川 章、島津久友および濱口道雄に対し、退職慰労金を贈呈する。

第6号議案 取締役および監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

取締役の報酬額を年額400百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)および監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果および賛成割合 (%)
第1号議案	161,139	372	—	(注) 1	可決 (99.77%)
第2号議案	156,798	4,613	—	(注) 2	可決 (97.14%)
第3号議案				(注) 3	
水野 象司	161,166	345	—		可決 (99.79%)
岩元 一明	160,944	567	—		可決 (99.65%)
藤野 聡	160,997	514	—		可決 (99.68%)
相原 修二	161,007	504	—		可決 (99.69%)
第4号議案			—	(注) 3	
本郷 尚	161,050	461	—		可決 (99.71%)
茂木 義三郎	139,220	22,291	—		可決 (86.20%)
渡邊 泰彦	143,798	17,713	—		可決 (89.03%)
第5号議案	125,134	36,377	—	(注) 1	可決 (77.48%)
第6号議案	160,954	550	—	(注) 1	可決 (99.66%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上